



家庭事件研究会

もくじ

職業冥利	四ッ谷 巖…… 1
遺産分割と老親扶養	梶 村 太 市…… 3
調停過程と「見立て」	瓜 生 武…… 22
英国離婚法改正の動き	松 嶋 由紀子…… 39
オーストラリアの家族法事情	小 川 富 之…… 52
現代青少年の病理と性	山 田 和 夫…… 63
■ケース研究■	
夫婦関係調整並びに婚姻費用分担事件	山梨調停協会 甲 府 支 部…… 75
■ケース研究■	
婚姻費用の分担及び減額調停事件	札幌家事調停協会…… 99
■調停実務シリーズ42■	
遺産分割事件における借地権の取扱について	岡 部 喜代子……135
■随 想■	
食卓のある家	石 田 銀 子……143
菊の御紋章と身分証明書	関 陸 男……145
■実務ノート■	
カウンセリング室から	吉 田 則 子……148
■新判例紹介■	
調停に参考となる裁判例の紹介	最高裁判所 家庭局第一課……159
海外ニュース	大 野 恵 美……169
《本の紹介》	
転換期の家族法	上 村 多 平……172
家族法の現代的課題	田 中 壯 太……173
非行の臨床	井 村 たかね……174
ボーダーラインの心の病理	松 村 ちづ恵……175
家庭事件研究会からの御案内	…… 176

巻頭言

職業冥利

四ッ谷 巖



表紙 鍛冶 良堅
カット 萩原 甚八郎

定年退官を控えたある日、帰宅すると、差出人の氏名に心当りのない一通の手紙が届いていた。不審に思いながら開封すると、美事な毛筆で、凡そ以下のようなことが書きしるされていた。少々気恥ずかしさを禁じ得ないが、暫く御寛容を賜りたい。

差出人は、北陸地方で長年新制中学の教育に携わって来た人で、現在では既に退職の身であるところ、過日かつて勤務した学校の同窓会に出席した折、以前在学中に万引事件に加わり、裁判官のお手数を煩わした、現在では会社を経営している教え子が、自席に来て挨拶をしたのち、「あの時の裁判官は今何処でどうしておられるのでしょうか。私が現在あるのは裁判官のお蔭だと常々感謝申し上げていますので、機会がありましたら、先生からは是非裁判官に宜しくお伝えして下さい。」と申し述べた。かねて自分も同様に裁判官のあの時の措置に感謝しており、当時の関係した生徒らは、既にいずれも立派な社会人に育ち、高校の校長や会社社長などとして活動していることも報告したくて、突然にお手紙を差し上げたような次第である、というのである。

私は、手紙を読む程に、すっかり忘れていた約四〇年も昔の、若き日のかすかな記憶を思い出すことができた。確か、差出人が担任する学級の生徒達十数名が、集団で市中の商店で何件かの万引を働き、次々警察に検挙されるとともに、その地方の新聞にも大きく取り上げられ、この事件は、やがて家庭裁判所に送致され、私が担当することになった。

資料を検討すると、少年らの犯行はさして根の深いものではなく、既に自主的に事後措置もなされて

オーストラリアの家族法事情

——一九九一年九月に開催された二つの会議を中心として——



小川 富之

一 はじめに

オーストラリアは、南半球にある面積約七六〇万平方キロメートルの世界最小の大陸で、日本の真南に位置し、人口約一六八〇万人、広さが日本の約二〇倍、人口が日本の約一三パーセントくらいのものである。ヴィクトリア州、ニュー・サウス・ウェールズ州、南オーストラリア州、西オーストラリア州、クィーンズランド州、タスマニア州、の六つの州と、首都特別地域、北部特別地域の二つの準州よりなり、首都はアメリカ人の設計により人工的に作られた都市キャンベラで、各州にはそれぞれ州都がある。

オーストラリアでは、日本のことを二階にある国（地図や地球儀でオーストラリアの真上に日本が位置することか

代理人として連邦には総督が、州には州総督がおかれている。法制度的にはイギリス法系に属し、イギリス法を継受している。この国は一九三一年のウェストミンスター法により事実上独立国となったが、イギリス本国に対する司法権、立法権、行政権の従属の状態はなおも残されていた。

司法権に関しては、イギリスの枢密院司法委員会に対する上訴の道が残されたままであったし、立法権に関しては、オーストラリア憲法がイギリスの議会制定法であり、その改廃の権限がイギリス議会に残されており、行政権に関しては、国王の代理人として任命される総督があり、連邦に関しては内閣に相当する連邦行政評議会の助言により国王が総督を任命するという形で形式的には問題はなくなつたが、各州ごとにおかれる州総督の任命は、イギリスの外務・連邦省の助言により国王が行なうことになっており、なおイギリスに対する従属性が残されていた。これらが完全に解消されるのが、一九八六年のイギリス議会によるオーストラリア法の制定であり、この法律により完全にその従属的地位・植民地的地位を脱したといえる。オーストラリアでは、一九九〇年三月の上・下院選挙で労働党が勝利し、現在政権を担当している。

このオーストラリアで、一九九一年秋に二つの大きな学会が開催された。九月八日から五日間の日程でアデレードで開催された第二七回オーストラリア法律家会議(27th

らこのように呼ばれている)と呼び、日本に対する関心は非常に高く、日本語教育および日本研究が盛んに行なわれている。日本でもここ近年急速にオーストラリアについての関心が高まりつつあるが、この国に関してはまだまだあまり詳しくは知られていない。そこで、簡単にオーストラリアにつき紹介すると、この国は、一七七〇年にキャプテンクックにより発見され、イギリス領有宣言後、一七八八年にフィリップ大佐一行がシドニー湾に入植以来、一九八八年で入植二〇〇年を迎えた、旧英連邦の一員で、一九〇〇年にイギリス議会制定法であるオーストラリア憲法に基づき結成された連邦国家である。オーストラリアの元首はオーストラリア国王であり、現在の国王はエリザベス二世である。エリザベス二世はイギリスの国王でもあるため、その

Australian Legal Convention)と、九月一日から五日間の日程でパースで開催された第一二回ローエイシア会議(12th LAWASIA Conference)である。日本からは、ゲストスピーカーとして招待された野田愛子先生をはじめとして学会・実務家らの参加者があった。これらの学会の模様を主に家族法を中心に簡単に紹介するとともに、オーストラリアが開催地であった関係から、現地の家族法の現状についても紹介する。

二 オーストラリア法律家会議

アデレードで開催された、オーストラリア法律家会議は、首都キャンベラに本部のある Law Council of Australia の主催するもので、隔年に開催されるオーストラリアの法律家の全体会議である。オーストラリアでは、各州にそれぞれ Law Society があり、各州のロイヤルの登録を含め、州独自の問題を扱っているが、その全国組織としてキャンベラに Law Council of Australia が置かれており、ファミリー・ロー・セクション(Family Law Section)を含めて、いくつかの分野に別れて活動している。今年は、「リフレクション(Reflections)」という総合テーマで、本会議の出席者も、事前登録者のみで六〇〇名を上回っており、オーストラリアにおける最も大規模な学会の一つで、主に各セクション毎に会議が進められた。このオーストラリア

法律家会議の報告者および出席者はいわゆるロイヤル全般にわたり、大学関係者、裁判所・政府関係者、弁護士（オーストラリアでは、法廷弁護を中心とするバリスターと事務手続きを中心とするソリシターに別れている）等、法律関係の仕事に携わるあらゆる分野から参加している。本会議の開始に先立って、オーブニング・セレモニーが行なわれ、開会宣言を南オーストラリア州総督であるローマ・ミッチェル・デューブ夫人 (Dame Rome Mitchell, AC, DBE) が行なったが、彼女がオーストラリア初の女性の総督であったということ、裁判官出身であるということが、オーストラリアにおける女性の社会進出の現状を垣間見るようで非常に印象的であった。オーブニング・セレモニーの後、同じ会場でレセプションが行なわれたが、このレセプションは久々に顔をあわせる友人たちの間で会話ははずむなごやかなものであると同時に、学会主催者側にとっては、翌日からの本会議の報告者を互いに紹介したり、招待されたゲスト・スピーカーを主だった会議の参加者に紹介をしたり、その後の日程をスムーズにこなすための非常に重要な時間でもあるようであった。従って、一般参加者は、実に楽しくパーティーを楽しんでいるようであったが、主催者、ゲスト、報告者にとっては非常に忙しいパーティーであるように見受けられた。

セレモニー、レセプションの翌日早朝より本会議が開始的な基準を確立していくため、すでに諸外国で採用されつつある「補償的意味での扶養」という考え方を導入し、財産の清算等の問題との調整をはかることを主張された。この考え方を導入することによって、現在オーストラリアでは扶養の命令を下す場合に例えば、相当な程度の生活水準を提供するための曖昧な扶養命令を下すべきか、または相手が自立するために必要な額に限定すべきかという問題、この問題は実は、子供にたいする扶養および財産清算の額が配偶者扶養にどのように影響するのかという問題を提起するわけであるが、この問題に対する解答を提供することになる。つまり、財産の清算はあくまでも配偶者の一方が婚姻財産の増加につき貢献している場合、そのプラスの側面を考慮して決定することとなり、扶養の問題は基本的に婚姻により配偶者の一方がなんらかの形で自己を扶養する能力、自立できる能力を失った場合に、そのマイナスの側面を考慮して決定することになるので、他の要素と切り離して、客観的に扶養料の額を決定できることになることと説明された。

次に、家族法に限定されるわけではないが、「女性（働く女性および主婦）の仕事に対する（正当な）法的評価 (Production and Reproduction — Does the Law Recognise the Value of Women's Work?)」と「ジェンダーでセクションが行なわれ、マシヤ・ニューブ先生 (Prof.

され、家族法の分野では、「配偶者扶養 (Spousal Maintenance)」というテーマで、日本からは野田愛子先生、オーストラリアからはニュー・サウス・ウェールズ州立大学のリチャード・シズム先生 (Prof. R. Chisholm, Uni. of N. S. W.) が報告された。野田先生は、現行家族法に至る歴史的経緯を含めて、わが国の家族法のアウトラインを説明されたのち、婚姻継続中の問題と婚姻解消後の問題に分けて配偶者扶養の問題を説明され、結論としてわが国の離婚後扶養の問題には今後検討すべき点がいくつか存在することを強調された。シズム先生は、オーストラリアの現行家族法 (Family Law Act 1975) における配偶者扶養の性質につき説明され、その基準の曖昧さを問題点として取り上げ、法改正の必要性とその基準を提示された。配偶者扶養とは、配偶者の一方に対して相手方に定期的に金銭の支払いを裁判所が命ずることを意味するが、必ずしもそれに限られるわけではなく、総額いくらという形で命令も可能であり、又、金銭以外の様々な形、例えば住居の提供という形でも可能であることを指摘された。扶養の請求に関しては男性も女性も全く平等であること、およびこの手続きは原則としては離婚手続きその他の婚姻事件手続きとは独立して提起できること等を説明して、報告のメイン・テーマである扶養額を適正に決定する客観的基準の問題を検討された。提言として、扶養に関する法改正として、客観

M. Neave, Monash Uni) の報告に対して、野田先生とシナ・グレイサー先生 (Prof. R. Graycar, Uni. of N. S. W.) がそれぞれコメントイターとして意見を述べられた。ニューブ先生の報告は、性差別に関する問題で、ここ数十年の間に形式的男女平等はほぼ獲得されてきたが、そのことにより却って実質的不平等の生ずる場面が出てきたことを指摘され、家事労働につきイギリス、オーストラリア等の対応を説明され、形式的かつ実質的公平の実現を強調された。これに対して野田先生が「日本における女性と法」という観点から日本女性の社会進出について、グレイサー先生が主にフェミニズムの観点からそれぞれコメントをされた。

学会開催期間中、朝食および昼食時間を利用して、各セッション毎にゲストを招いて講演が行なわれた。ヤング・ロイヤルの午餐会では野田先生が、「法律家の国際協力 (For Global Cooperation among Lawyers)」というテーマで講演を行なった。このように、本年度のオーストラリア法律家会議は、日本に対する関心の強さが印象的であった。他には、アメリカ、イギリス、フランスからそれぞれゲストスピーカーが招かれており国際色豊かな会議であった。

大会は、本会議である「ビジネス・プログラムと交流を深める場であるソーシヤル・プログラムに別れ、各セクショ

しては、ロイエインシアのファミリー・ローセッションの要請により日本支部が発足しており、一九九一年一月二日に、日本ロイエインシア家族法委員会第一回総会が法曹会館において開催された。

今回のパースでの大会には日本の部会から、野田愛子先生をはじめ、吉田欣子先生、松嶋由紀子先生、天野三郎先生、伊多波トシ先生の諸先生方と筆者が出席した。ファミリー・ロー、ファミリー・ライイト・セッションのセッションでは、イギリス、オーストラリア、スリランカ、インドの法律家がそれぞれ自国の家族法の問題について報告をした。全体としては子供の保護の問題が中心であったように思われる。会期中に、家族法 (Family Law and Family Rights Section of LAWASIA) のセッション・ミートアップが行なわれ、議長であるスチュワート・フアラード氏 (Mr. S. Foster) から会計報告を含めて活動状況の報告が行なわれた。主な点をあげると、それぞれの中で、ロイエインシア・ファミリー・ロー・セッションの支部を設立するよう要請が行なわれたこと、各国の家族法の概要をそれぞれまとめてセッションの事務局に提出するよう要望がなされ、各国の家族法の概要を整理して出版する計画とその進行状況が報告されたこと、雑誌の発行につき報告がなされ、三月、六月、九月、十二月の年四回発行されることが確認されたこと、次回のセッションミートアップ

の主催する朝食会・昼食会が用意されており、会期中にホーム・エンターテインメントという、開催地の法律家が自宅にゲストを招いて夕食会を開く企画があり、大会本部が指定する幾人かがゲストとして招待されそれぞれの経験や出身地の紹介などをしながら楽しく会食し、交流を深めることができた。招かれたゲストは、それぞれ小さなプレゼントを持って指定された時間にホスト・ファミリーの家を訪れ、そこで他のゲストが紹介されることになる。プレゼントの品は何でもよいが、ボトル・シヨップと呼ばれる酒屋さんでビールやワインを買って持っていく者が多いようである。大会終了後、ホスト・コンベンション・ツアーも用意されており、希望者は開催地周辺の観光地を他の大会参加者と共に小旅行することができる。今回は、カンガル島と呼ばれるアフレッド沖の小島にオーストラリアの裁判官や弁護士の方々と一泊旅行をした。また、大会の会場となっていたホテルの隣がアフレッドの名所の一つである鉄道庁舎を改造したカシノになっており、昼間法律の会議で熱心に討論を戦わせた法律家たちが夜はカジノでリラックスしているのを見るのも、オーストラリアらしくて楽しかった。

三 ロイエインシア会議

を一九九二年九月一四〜一七日にオーストラリアのペナンで開催する提案があったこと、一九九三年七月四日〜九日の日程でシドニーで開催を予定している第一回世界会議「家族法と子供の人權 (1st World Congress on Family Law and Children's Rights)」につき説明と協力の要請が行なわれたこと、などである。今回のロイエインシアの会議を通じ、感じていられたことは、日本はアジアの一員でありながら、アジアに対する関心がこれまであまり強くなかったのではないいかという点、今後はもっとアジア諸国の法制度にも関心を深め、研究をする必要があるのではないかということである。また、現在ロイエインシアをリードしているオーストラリアをはじめ参加諸国とも、日本が今後さらに積極的にロイエインシアに協力することを強く求めていることが感じられた。

今回の大会の人權のセッションで、エバート判事 (Justice Elizabeth Evatt, President of Australian Law Reform Commission) が、「女性の地位―国際的展望の中で (Status of Women-An International Perspective.)」というテーマで報告を行なった。これは翌日の新聞にも取り上げられたので簡単に紹介すると、エバート判事は、セックス・ツアーを取り上げて、富める国の裕福な男性による貧しい国に暮らす人間に対する最もひどい搾取の一形態であると攻撃した。オーストラリア

の法―その地域的結びつき (Laws in Asia-Regional Links)」というテーマで、二一の国から、四〇〇人を超える法律家が参加して活発な報告・討論が行なわれた。ロイエインシア (LAWASIA) は、アジア・太平洋法律協会 (The Law Association for Asia and The Pacific) と呼ばれる西はイランより南はオーストラリア、ニュージーランド、東は日本、韓国を含む環太平洋地域の国際的司法団体の略称で、一九六六年にオーストラリアの提唱で創立され、アフリカ、オーストラリア、パシフィック、インドネシア、中国、フィリピン、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、中華民国 (台湾)、タイ、西サモアの二一カ国が現在加入している。ロイエインシアの目的は、域内の会員の相互理解と友情を深め、法律を通して地域の進歩と発展に貢献することである。少なくとも二年に一回会員大会を開催し、定期刊行物その他の出版事業も行なっており、会員が域内を調査等の目的で旅行する場合には、ロイエインシア本部または日本ロイエインシア協会を通して相手先の紹介などの便宜を受けることができる。日本ロイエインシア協会というのは、オーストラリアのロイエインシア本部の要請により日本における事業活動のために一九七〇年に設立されたもので、社団法人国際商事法務研究所内に事務局がある。家族法に関

人によるタイやフィリピンへのセックス・ツアー、日本人による台湾や韓国へのセックス・ツアーを取り上げて、「セックス・ツアーを改めるにはどのようなようにすればよいか」と質問したのに答えて、エバット判事は、女性の人權という視点で考えてゆかなければならないことを強調され、各国々で政府が真剣に取り組んでいくべき問題であり、それを怠ると政府もある意味では共犯といわれても仕方がないと主張された。それにはまず現状を確実に認識し、正確に事実を把握することが問題解決の第一歩であると述べられた。女性の権利を人權のなかに十分確立し、人口の半分を占める女性にマッチした国際人權法を確立し、女性の権利のあらゆる面にもっと注意を払うことを提言された。アジア圏における、婦女子の生存が脅かされていることを指摘され、パキスタンやバングラデシュでは少年の死亡率に比べて少女の死亡率が非常に高いことを示された。また、アジアの女性たちは貧困のため売春を余儀なくされていること、その貧困から抜け出すために「通信販売結婚 (mail-order bride)」を希望するものもいることを指摘された。オーストラリアでは毎年五〇〇〇人にもほる男性からアジアの女性との婚姻を希望する手紙がきており、西ヨーロッパ、日本、アメリカも同様であると指摘された。これらの男性は皆二〇歳以上も女性より年長であり、自国の女性には耐えられないような辺境地域に住んでいるもの

に伝統的な有責主義を完全に廃し、破綻主義の理念を徹底した現行家族法が制定された。この法律は、「婚姻が回復の見込みのない程度に破綻していること」という唯一の離婚原因を規定し、その破綻を「一二月間の別居」で認定している。つまり、一二月間の別居期間という客観的事実さえ証明されれば、それで破綻認定を行なうという、いうならば、破綻の有無につき実質的審理をしない、「実質的審理抜き破綻主義」ということになる。そこにはもはや有責無責という考え方の入る余地は全く存在しない。過去の形骸化した婚姻の枠組みを残すことには法的意味はなく、現在の実態にこそむしろ意義を見だし、できるだけ離婚というものを客観化し事後の問題は財産的に処理していくという考え方が徹底されているということである。現行家族法の制定にもなってオーストラリアでは連邦家庭裁判所が創設された。この裁判所は訴訟裁判所であり、我が国のように少年事件は扱っていない。離婚事件も我が国のように調停前置主義はとられていないが、各裁判所には、マリッジ・カウンセラーとケース・ワーカーがおり、カウンセリングの仕事が重要視されているようである。今回、アデレードで家庭裁判所を見学する機会があり、離婚事件に関して説明を受けたが、争いのない事件は主としてレジストラの手で事務的に処理されており、子供の問題と財産の問題に関しては、当事者間に対立が存在すること

が大多数であるとも述べられた。フィリピン政府はこのような「通信販売結婚」を商売として行なうことを非合法化したということである。

四 オーストラリア家族法の動向

今回の学会の開催地であるオーストラリアの家族法の現状に関しては、徹底した破綻主義を採用した離婚法と事実婚に対して法的効果を認めた事実婚保護法が諸外国から注目をあつめている。そこで、この二点にスポットを当てて簡単に紹介を試みる。

オーストラリアは連邦制をとっており、連邦の立法権の及ぶ範囲に関しては憲法で規定されている。家族法に関しては、第五条で規定されており、その二二号で「婚姻」を、その二二号で「離婚および夫婦たる要件ならびにそれに関連する親権および未成年者の後見監督」を規定している。しかしながらこの規定は、第五条で規定する連邦の専属的立法権限とは異なり必ずしも連邦により行使される必要がなかったため、一九五九年に初めて連邦統一離婚法が制定されるまでは、各州がそれぞれ独自の離婚法を有していた。この一九五九年離婚法は、それまでの各州に存在した離婚法を統一したものであったが、伝統的な有責主義に基づく離婚原因と、別居という破綻主義に基づく離婚原因の混在したものであった。この法律を廃し、一九七五年

も多く、裁判官が法廷で伝統的対審手続で裁判するが、破綻自体を争うケースはほとんど存在しないということであった。裁判所を見学した際、印象深かったのは、通常の商業ビルのなかに裁判所の施設があったということ、フロアーのかなりの部分がこどもの部屋として用意されており、両親がカウンセリングを受けている間こどもがのびのびと遊べるようになっていたということである。カウンセラーに尋ねたら、こどもの遊んでいる姿もカウンセリングの参考にするのだということであった。また、オーストラリアでは、カウンセリングに加えて日本の調停制度に比較的近いような、メディエイションの制度の導入が現在検討されているようである。

婚姻外の男女の共同生活が、近年非常に増加しており、これは全世界的傾向であろうと思われる。このような、法的には婚姻関係にない男女の共同生活を法的にどのような評価するかという問題は、世界各国で重要な問題となっており、この問題に対して他の国々に先駆けて、オーストラリアでは立法的に、法律の規定で対処しようとして試みている。事実婚に関しては、連邦の立法権限は及ばず州の管轄となる。一九八四年にニュー・サウス・ウェールズ州で、事実婚保護法 (De Facto Relationships Act 1984) が制定されて以来、事実婚を立法的に保護するものとして諸外国の注目を集め、同様の立法をする国も登場してきている。

我が国においても、内縁保護の再検討が主張されており、この事実婚保護の試みは我が国の内縁問題を含めて婚姻外の男女の共同生活をどのように考えていくかというひとつの参考になると思われる。そこで、簡単にオーストラリアの事実婚保護法につき紹介する。

事実婚の増加は世界的傾向であるが、オーストラリアでも近年その数が著しく増加している。イギリスでは、事実婚当事者の財産に対し潜在的分持分を認め、関係解消の際に公平な財産の清算を行うという信託法理による保護がなされているが、オーストラリアではこのような信託法理による事実婚配偶者の財産的保護がなされていないかかったことから、事実婚解消の際に、場合によっては著しい財産配分上の不公平が残されていた。これを改善するオーストラリアにおける最初の試みとして、ニュー・サウス・ウェールズ州で保護立法が行なわれたわけである。この法律は、大きく分けると三つの部分から構成されており、財産の清算・扶養・同棲および別居の合意の三点が主たる内容である。この法律の対象となるのは、誠実な家庭の基盤に基づく婚姻していない男女の関係であり、単なる一時的な同棲関係は除外されている。

まず、財産の清算に関しては、事実婚当事者の財産的貢献のみでなく非財産的貢献も考慮に入れ、直接的貢献のみでなく間接的貢献も考慮に入れて事実婚解消の際の財産でも相手方には扶養義務は発生しないことになり、公的扶助に頼ることになる。オーストラリアでは、私的扶養と公的扶助の関係に関しては、はっきりと規定されており、公的扶助が優先され、扶養命令が他の公的扶助に影響を及ぼさないとされている。

同棲および別居の合意とは、同棲しようとする者または別居しようとする者が自分たちの財産の問題・扶養の問題に関し契約をすることである。このような契約は、性関係に関連する契約として従来であれば公序良俗に反する契約として無効とされていたが、現在では、法律婚を回避する当事者の自治を奨励するという考え方から有効とされ、制定法上の根拠が与えられている。この契約が当事者の真意によるものであるかどうか、事実上の配偶者の利益になるものであるかどうかの証明として、弁護士が署名が要求されている。従って、婚姻当事者間に生じると同様の効果を生じさせる合意をすることも、全く扶養義務を排除することも可能であり、扶養義務が全く排除された場合には要扶養者は公的扶助に頼ることとなる。このニュー・サウス・ウェールズ州の立法が行なわれた後、他の州でも同様の立法を行う州も出てきており、立法的に処理しない州でも、信託法理を拡大して同様の結果を達成しているようである。

このように現在オーストラリアでは、離婚および事実婚

公平な清算をめざしている。これにより、主婦または親としての立場でなされた貢献、相手方当事者の福祉および家族のためになされた貢献を考慮に入れて財産の清算ができることとなり、主婦婚型の事実婚当事者にとり家事労働を財産の清算に際して評価されることとなり、これまでのモン・ローの欠陥を改善するものである。清算の際に貢献と財産の増加に直接的関連性は必ずしも必要ではなく、貢献の事実が存在し事実婚継続中に財産が獲得されたという事実があれば、結果としてその財産は貢献を考慮に入れて配分されることになる。財産の清算には将来的要素は考慮に入れられない。従って、清算は配偶者による貢献というプラスの要素を関係解消の際に取り戻させるといえる考え方に基づいている。

扶養に関してはあくまでも例外的な扶養義務であって、事実婚当事者のこどもの養育のため、または、その事実婚のために所得獲得能力が減少したために扶養を必要とする場合に、その限度で扶養の命令が下されることになる。このように事実婚当事者の扶養義務は、こどもの福祉の必要性のある場合を除いて、事実婚により損失をこうむった者が相手方に対して要求する補償の意味を有しており、言い換えるとマイナスの要素の充当であると考えられる。従って補償の必要性のない場合、つまり、事実婚により所得能力が減少していない場合には扶養の必要性が存在する場合

に対して非常に先進的な対応がなされており、今後の動向が注目されることである。今回のオーストラリア滞在中、法律家の議論の中で、*Ex-Marital Domestic Relationships* という表現をよく耳にした。婚外関係者の家族関係というような意味だと思われるが、このような問題が今日特に注目されているようである。

五 おわりに

今回オーストラリアで開催された二つの会議に参加する機会を得て、オーストラリアの法律家は実務に携わっている者も大学で教育・研究に携わっている者も相互に交流し、非常に積極的に問題に取り組んでいるという印象を受けた。また、アジア圏、環太平洋の一員であるという意識が非常に高く、積極的に近隣諸国との国際交流を深めていく努力が見受けられた。日本は、経済的には世界をリードするような位置にあるが、文化的には果たしてどれほど貢献しているのか疑問を感じるのはわたしだけであろうか。日本における実務と学会との協調のもとに今後文化的にも世界に貢献できるよう努めていく必要のあることを痛感した。

オーストラリアの家族法に関しては、問題の先行性という意味では世界的に見てもその先端を行く国の一つだといえるが、果たしてその法的対応が適切であるかどうかはあ

は家族関係を非常に客観化してとらえようとするものであり今後の諸外国の対応の参考となるものと思われる。幸い筆者は一九九二年二月から二ヶ月間客員研究員として西オーストラリア州のパス市にある西オーストラリア大学ロー・スクールでオーストラリアの婚姻法の研究をする機会を得たので、さらにこの問題につき研究しその成果をなんらかの形で報告したいと考えている。

参考文献

- Elizabeth Evatt, *A Guide To Family Law* (Bay Books, 1986).
- Anthony Dickey, *Family Law 2nd ed.* (The Law Book Company, 1990).
- P. E. Nygh, *Guide to the Family Law Act 4th ed.* (Butterworths, 1986).
- H. A. Finly, *Family Law in Australia 3rd ed.* (Butterworths, 1983).
- J. H. Wade, *Property Division upon Marriage Breakdown* (CCH, 1982).
- 野田愛子「オーストラリアの家庭裁判所」家庭裁判所制度抄論(西神田編集室 一九八五年)。
- 野田愛子「世界の家庭裁判所制度」家庭裁判月報四一巻一頁(一九八九年) 四六頁。
- 日豪経済委員会商事法特別委員会『オーストラリアの法とビジネス』(国際商事法務研究所 一九七九年)。

- 金城秀樹「オーストラリアの家族法」世界の家族法(敬文堂 一九九一年)。
- 武田政明「オーストラリア家族法における破綻主義の徹底」明治大学短期大学紀要三〇号(一九八一年)。
- 小川富之「オーストラリアの事実婚」広島法学一三巻四号(一九九〇年) 一一九頁。
- 小川富之「事実婚解消の際の財産の公平な分配—オーストラリアの事例を中心として—」法政論叢二七巻(一九九一年) 七二頁。
- 小川富之「オーストラリアの家族法—婚姻の成立と解消を中心として—」オーストラリア研究二号(一九九一年) 三二頁。
(おがわ とみゆき 広島経済大学講師)

家庭事件研究会からの御案内

【新しく入会なさりたい方へ】

家庭事件研究会（以下「本会」という。）は、会員相互の協力によって、家事及び少年事件の研究をし、これに関する知識の向上を図ることを目的としており、この目的に賛同する方は、本会理事会の承認を受けて会員となることができます。

【継続して会員となられる方へ】

退会のお申し出や、会費の未納等がない限り、引き続き翌年度も会員として取扱いますので、所定の会費を納めてください。

会費は、年額・前納制で、団体会員 2,300 円、個人会員 2,500 円、会費の有効期間は、毎年 4 月から 1 箇年間です。

団体会員は、会員が 3 名以上で、会費の納付及び「ケース研究」誌の受領などをまとめて行う代表者（取扱者）を指定された場合に限りです。

会員には、本会発行の雑誌「ケース研究」を無料で差し上げます。

【会費を納めるには】

会費は、本会の分室として会費受領業務等を担当している財団法人法曹会内の家庭事件研究会分室（〒100 東京都千代田区霞が関 1-1-1 電話 03-3581-2146 内線 127）あてに納めてください。

送金の場合は、次の口座を御利用ください。

郵便振替……………口座番号 東京 9-57553

銀行振込……………東京銀行内幸町支店 普通預金 0871753

【その他のお願い】

本会についての御照会は、次によってください。

本会への入会又は「ケース研究」誌の編集及び閲覧、購入等に関する事項若しくは本会についての詳しいことは

東京家庭裁判所内 家庭事件研究会（〒100 東京都千代田区霞が関 1-2-3 電話 03-3502-8311 内線 256・226）あて

会費の納入、住所の変更、団体会員の異動、送本数の変更、乱丁・落丁の交換等については

財団法人法曹会内 家庭事件研究会分室（〒100 東京都千代田区霞が関 1-1-1 電話 03-3581-2146 内線 127）あてにお知らせください。

なお、毎年 4 月期の団体会員の異動は 4 月末日までに、また、その他の時期の異動は、その都度速やかに、上記分室までお知らせください。

編集後記

平成四年第一号（第二三二号）をお届けします。◆四ッ谷前最高裁判事から心にしみる巻頭言を頂きました。四〇年前に担当された少年審判を回想されたもので、少年審判の持つ重さ、息の長い影響力に感銘を覚えます。◆遺産分割が、あとに残される老親の扶養を主たる目的となされ、また事後に扶養の不履行をめぐって紛争を生ずるケースは決して少なくありません。梶村氏の論考は、相続と扶養に関する二つの最高裁判例を手がかりに、この種の事案についての調停、審判における適用上の問題や遺産分割と老親扶養との有機的解決のための方策を提言され示唆されるところが多いものです。◆瓜生前調査官は、長年にわたる調査官活動の経験をもとに、人間関係調整モデルの視点からみた調停過程について詳述されています。◆松嶋教授から英国における離婚法改正の動き、小川氏からオーストラリアの家族法事情について紹介して頂きました。両国における破綻主義離婚法の進展に関心が持たれます。◆「昭和四〇年代の大学生には文学青年や哲学青年がたくさんいま

したが、いま、文学・哲学青年などキヤンパスには一人もいない。……その代わり出てきたのは、一人密かに楽しむというパソコン青年とかビデオ少年」だそうです。山田元教授の講演録は、現代青少年の病理と性を説かれた興味深いものです。◆今回は、甲府と札幌の二つのケース研究を掲載しました。夫婦関係調整事件等において、当事者双方の意地の張り合い、感情の行き違いから、関係者もこれに振り回され、調停が長期化する例はよく経験するところですが、甲府のケースは、こうした事件処理のあり方について参考となると思われれます。重婚の内縁関係を伴う夫婦の婚姻費用分担事件を取り上げた札幌のケースは、重婚の内縁の妻の調停への参加、婚姻費用分担に当たり内縁の妻や内縁子の生活費を考慮すべきかなど重要な問題を提起しています。今後とも、各地の調停協会を中心としたケース研究の活性化と本誌への寄稿を期待します。◆岡部判事の調停シリーズをはじめ、新判例紹介、随想、実務ノート、本の紹介などにも、貴重な記事を寄せられました。有り難うございました。

(G・H)



ケース研究 231

平成 4・5・10 印刷 平成 4・5・25 発行

編集者 松浦登志雄
 発行者 尾佐竹雅子
 発行所 家庭事件研究会

平成 4 年度会費 (年額・前納制)	
団体会員	2,300円
個人会員	2,500円

〒100 東京都千代田区霞が関 1-2-3 東京家庭裁判所内
 ☎03-3502-8311 (内線 256)

家庭事件研究会分室

〒100 東京都千代田区霞が関 1-1-1 財団法人法曹会内
 ☎03-3581-2146 (内線 127) 郵便振替東京9-57553番

* 乱丁、落丁等の交換は分室あてをお願いします。